

令和 8 年度 危機管理マニュアル

(生徒・保護者版)

【令和 8 年 9 月改訂】

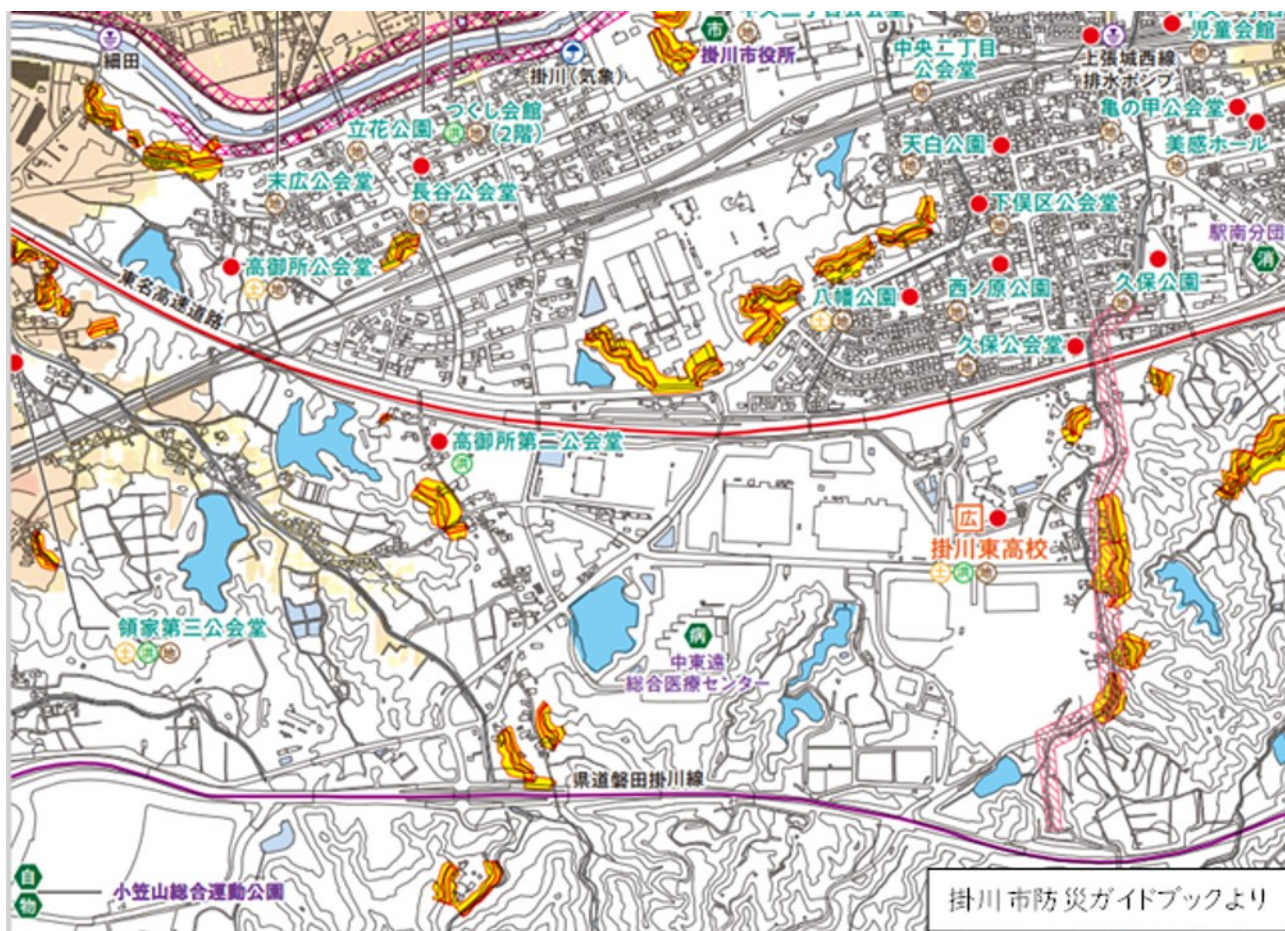
静岡県立掛川東高等学校

I 学校の状況

◎地域・学校・生徒の現状

区分	項目	内容						
所在地特徴	住所	掛川市南西郷 1357 番地						
	海拔	54.7m						
	海岸からの距離	約 10km						
	近隣の河川	逆川						
	周辺の地形	掛川市は静岡県西部に位置し、牧之原台地の西に位置する。南北に約 30km、東西に約 16km の距離がある。掛川駅を中心に市街地が広がり、国道 1 号線や東名高速道路が通過する。中心市街地は周囲を山に囲まれた地形とやや内陸に入った場所にある。						
被害想定	最大震度	震度 6 強（南海トラフ基本ケース）						
	津波浸水	－						
	液状化	－						
	土砂災害（警戒区域等の指定）	警戒区域（急傾斜地の崩壊）が隣接						
	洪水浸水（想定区域等の指定）	－						
	原子力発電所との位置関係	UPZ の区域内 ＊UPZ：緊急時防護措置を準備する区域						
	火山避難対象エリア	－						
	その他の災害	－						
	生徒数	1 年（210人） 2 年（207人） 3 年（208人）						
	津波浸水エリア内居住生徒数	42 人（浜岡・大浜・大須賀・浅羽・福田中学校区）						
	UPZ・PAZ内居住生徒数	483 人（掛川市、菊川市、牧之原市、袋井市、磐田市）、 30 人（御前崎市）						
	火山避難エリア内居住生徒数	なし						
	通学方法（人）	自転車	J R	天竜 浜名湖 鉄道	路線 バス	スクー ルバス	送迎	その他
		232	188		115		74	16
災害時に支援を要する 生徒等	・ アレルギー（エピペン所持） ・ 既往症（てんかん、喘息、アトピー等） ・ 配慮が必要な生徒							
避難所指定	指定避難場所	指定されている						
	指定避難所	指定されている（下俣区・久保区・亀の甲区・神代地区・結縁寺区・県営掛川団地）						
	福祉避難所	指定されていない						

●ハザードマップ



掛川市防災ガイドマップ
※該当ページ(ハザードマップ⑧)

2 教育活動の実施基準

◎地震発生時・南海トラフ地震臨時情報発表時の教育活動実施基準

状況			教育活動実施基準	
地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき		<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止	
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき		<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	
	南海トラフ地震 臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業	
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業	
		巨大地震警戒	事前避難対象地域に 位置する学校 ※下記URL参照	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動中止 (1週間程度の休校)
		調査終了	☐ 原則通常授業	

※学校、生徒の実状及び周辺の状況を踏まえて検討する。

※事前避難対象地域については、以下の静岡県HPから確認する

<https://www.pref.shizuoka.jp/bosaikinkyu/sonae/earthquake/nankaitorafu/1035947.html>

◎津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<登校前・登校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて休校 <在校時> ☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止 ☐ 沿岸部での活動は中止
津波警報	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止
大津波警報	

※学校、生徒の実状及び周辺の状況を踏まえて検討する。

◎気象警報・注意報発表時の教育活動実施基準

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 氾濫 土砂災害	通常授業	☐ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
警報	暴風	授業中止	☐ 午前6時の時点で掛川市または居住市町に警報が発表されている場合は、午前11時まで自宅で待機 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されている場合は、安全を確認した上で、午後の授業に間に合うように登校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機)
	大雨 氾濫 土砂災害	通常授業 又は 授業中止	☐ 安全を確認した上で登下校 ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校
	その他 気象警報	通常授業 又は 授業中止	☐ 安全を確認した上で登下校 (確認できない場合は学校に連絡の上、自宅待機) ☐ 市町等から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は自宅待機又は学校での留め置き、休校

※学校、生徒の実状（通学範囲等）及び周辺の状況（立地状況、公共交通機関の状況等）を踏まえ、
生徒の安全を最優先にした柔軟な対応を行う。

※気象庁や市町から発表される情報（警戒レベル）を考慮する。

◎原子力災害発生時の教育活動実施基準

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
UPZ内学校	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止	<登校前・登校時> ☐ 休校 <在校時> ☐ ただちに教育活動を中止

◎特別警報発表時の教育活動実施基準

種類	対応	
気象等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、且つ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒及び教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	学校が所在する市町に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
津波	大津波警報発表時の対応とする。	
地震動	緊急地震速報発表時の対応とする。	
(対応方針)		
・「特別警報」は、「警報」の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これと予想される場合に発表され、対象地域の住民に対して最大限の警戒を呼びかけるものであることから、学校においても生徒及び保護者に対し、「命を守る行動」を最優先するよう指導・周知する。		
・生徒の帰宅又は保護者への引渡しについては、特別警報が解除された後に行う。その際、公共交通機関、道路及び生徒の居住地等の安全を確認のうえ帰宅させ、帰宅困難な生徒がいる場合には学校で待機させる等の対応をとる。		

3 熱中症の防止対策及び発生時の対応

暑さ 指数 (WBGT)	湿球 温度 (注1)	乾球 温度 (注1)	注意すべき 生活活動の 目安 (注2)	日常生活に おける注意 事項 (注2)	熱中症予防運動指針 (注1)	本校の対応
31℃ 以上	27℃ 以上	35℃ 以上	すべての生 活活動で起 こる危険性	高齢者においては安静 状態でも発生する危険 性が高い。外出はな るべく避け、涼しい室 内に移動する。	運動は原則中止 特別の場合以外は運動を中止する。 特に子供の場合には中止すべき。	運動は 原則中止 * 特別の場合 であっても原 則中止
28～ 31℃ (注3)	24～ 27℃	31～ 35℃		外出時は炎天下を避 け、室内では室温の上 昇に注意する。	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走 など体温が上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給 を行う。 暑さに弱い人 (注4) は運動を軽減又は中止。	激しい運動は 中止 * 指針参照
25～ 28℃	21～ 24℃	28～ 31℃	中等度以上 の生活活動 で起こる危 険性	運動や激しい作業をす る際は、定期的に充分 に休憩を取り入れる。	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り、 適宜、水分・塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩を取る。	積極的に休憩 * 指針参照
21～ 25℃	18～ 21℃	24～ 28℃	強い生活活 動で起こる 危険性	一般に危険性は少ない が、激しい運動や重労働 時には発生する危険 性がある。	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に 積極的に水分・塩分を補給する。	注意 * 指針参照
21℃ 以下	18℃ 以下	24℃ 以下			ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分 の補給は必要である。 市民マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発 生するので注意。	

(注1) 公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」より。

同指針補足 * 乾球温度(気温)を用いる場合には湿度に注意する。湿度が高ければ1ランク厳しい環境条件の運動指針を適用。

* 熱中症の発症リスクは個人差が大きく、運動強度も大きく関係する。運動指針は平均的な目安であり、スポーツ現場では個人差や競技特性に配慮する。

(注2) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針 Ver.3」(2013)より。

(注3) 28～31℃は、28℃以上 31℃未満を示す。以下同様。

(注4) 暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。

環境省熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/wbgt.php>

公益財団法人日本スポーツ協会「熱中症予防運動指針」 <https://www.japan-sports.or.jp/medicine/heatstroke/tabid922.html>

●生徒に対する熱中症に関する指導

校長は、各教職員に指示して、生徒に対し以下の指導を行うことにより熱中症の未然防止に努める。

- 暑い日には帽子を着用する、薄着になる、運動するときにはこまめに水分を補給し、休憩を取るなど、熱中症防止のための対応をとること。
- 暑い日の運動前は、自らの体調が確認できるような表を用意する等、生徒の体調管理に努めること。
- 気分が悪い、頭が痛いなど、体調に異変を感じた場合には、躊躇なく申し出ること。

熱中症の応急処置フロー

出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、令和2年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」（令和2年12月）

熱中症への対応

熱中症を疑う症状

- ★ めまい・失神
- ★ 四肢の筋や腹筋がつり、筋肉痛が起こる。
- ★ 全身倦怠感、脱力感、めまい、吐き気、嘔吐、頭痛等が起こる。
- ★ 足がもつれる。ふらつく。転倒する。突然座り込む。立ち上がれない。等

熱中症を疑う症状

意識障害の有無

あり
(疑いも含む)

119番通報

質問をして応答をみる

- ここはどこ？
- 名前は？
- 今何をしてる？

- ★ 応答が鈍い。
- ★ 言動がおかしい。
- ★ 意識がない。
- ★ ペットボトルの蓋を開けることができない。等

涼しい場所へ運び、衣服をゆるめて寝かせる。

水分摂取ができるか

できない

水分塩分を補給する

- スポーツドリンク
あるいは経口補水液等を補給する。
- 熱けいれんの場合は食塩を含んだ飲み物や生理食塩水(0.9%)を補給する。

症状改善の有無

改善しない

経過観察
(当日のスポーツ参加はしない。)

身体冷却

救急車到着までの間、積極的に体を冷やす。

効果的な冷却方法

- ① 氷水・冷水に首から下をつける。
- ② ホースで水をかけ続ける。
- ③ ぬれタオルを体にあて扇風機で冷やす。

※迅速に体温を下げることであれば、救命率が上がります!!

病院へ!

4 不審者侵入事案の対応

防止段階	具体的な方策
校門	来客の誘導・表示等
校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除等
校舎への入口	入口や受付場所の指定、受付にて来校者の確認等

(1) 校門及び校舎入口の管理

通常授業日の校門管理は、以下を基本とする。校長は、各学級担任を通じ、これを生徒及び保護者に周知するとともに、登下校時間の遵守を生徒に徹底させる。

時間	生徒・教職員	来校者・保護者
登校時間 7時00分～8時25分	☐ 生徒は正門、南・西通用口から登校する。 ☐ 施錠担当教職員が、校舎出入口を7時に解錠する。	☐ 正門、南・西通用口を使って出入りする。
授業中	☐ 生徒・教職員ともに正門、南・西通用口を使って出入りする。	
下校時間 ＊曜日・学年により異なる	☐ 進路室横の通用口より出入りする	
下校時間後	☐ 施錠担当教職員が、校舎出入口を施錠する。	

(2) 来校者の管理

校長は、全教職員への指示・周知を通じて、下記の来校者対策を徹底し、不審者侵入に万全の対策を取るよう努める。

- ☐ 来校者向けに、校庭門及び正門に「来校者の方は正門横通用口から事務室受付へおいでください」の案内を掲示する。
- ☐ 事務室受付にて、一般来校者には来校者受付票、保護者には保護者受付票に記入を求める。
- ☐ 一般来校者には来校者用の名札を1人1つ配付し、首から下げるよう求める。
- ☐ 保護者には、年度初めに送迎に関するルールを周知する。また、保護者の自家用車による敷地内への出入りは原則禁止とする。
- ☐ 教職員は、学校を管理する立場にあるという心構えをもって、来校者とすれ違った際には来校者用の名札を確認し、積極的に挨拶・声掛けをするよう心がける。

(3) 巡視・巡回

校内巡視	☐ 通常授業日は、随時教職員や技能員が校内の巡視を行う。	
校外の巡視・巡回	☐ 登下校時の巡視	
	☐ 通学路の合同点検	
	☐ 校区内パトロール	
	☐ 地域見守り	「こども110番の家」「こども110番の店」の住民・店舗の協力を得て、登下校時の生徒の見守り活動を実施する。

5 登下校時の不審者事案

(1) 第一報による対応の判断

校長は、登下校中の生徒等への危害行為や、学校近隣における不審者の発生など犯罪被害につながる可能性のある事案の発生に関する情報を得た場合、その概要を把握するとともに、緊急対応が必要かどうかを判断する。

※ 緊急対応が必要な事態（例）：以下のような状況が継続している場合

- * 凶器を持った不審者が通学路の近くをうろついている。
- * 登下校中の生徒が不審者に襲われケガをした。
- * 不審者が登下校中の生徒に声を掛け連れ去ろうとした。
- * 登下校中の生徒が金品を奪われた。
- * 校区内や周辺で凶悪な犯罪が発生し、解決（犯人確保）されていない。
- * その他、学校近隣において生徒が犯罪被害を受ける可能性がある。

(2) ケース別の生徒・教職員の対応

校長は、上記により緊急対応が必要と判断した場合、以下の対応を基本として、教職員に必要な対応等を指示する。なお、すべてのケースにおいて、保護者に対し一斉メールを通じて速やかに情報提供・注意喚起・引取り依頼等を行う。また、登下校中の時間帯に発生した場合は、掛川市防災担当部局に依頼して、防災行政無線を用いた生徒への連絡を行う。

ケース	発生時間帯	生徒	教職員
通学路上で生徒が襲われた ※金品を奪われた、襲われてケガをした等	登下校中	自宅、学校、付近の「こども110番の家」や事業所等（以下「最寄り避難先」とする）のうち、最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→保護者引渡し	● 被災生徒の居場所へ急行（学級担任） ● （未通報の場合）110番通報等 ● 通学路の巡回
校区内に加害行為のおそれが高い不審者等がいる ※校区内で、刃物等の凶器を所持した不審者が発生し、身柄確保ができていない場合等	登校前	自宅待機	● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	学校待機→保護者引渡し	
	登下校中	自宅、学校、最寄り避難先のうち最も近いところへ避難 学校に残る（又は避難した）生徒は学校待機→保護者引渡し	● 教職員の安全確保を優先しつつ、可能な場合は複数体制をとって通学路の巡回
校区内にその他の不審者等がいる ※校区内で、不審者による声掛け事案等が発生した直後等	登校前	集団登校（又は保護者送迎）	● 学校にて待機・対応 ● 必要に応じて通学路の巡回
	在校中	集団下校	● 必要に応じて通学路の巡回
	登下校中	自宅・学校のうち近い方へ避難 学校に残る生徒は集団下校	

6 情報の収集方法

災害関連情報 (NHK)	台風情報 (気象庁)	警報・注意報 (気象庁)	土砂災害危険度分布 (気象庁)
			
洪水危険度分布 (気象庁)	浸水害危険度分布 (気象庁)	雨量情報 (静岡県土木防災情報)	キキクル (気象庁)
			
静岡県GIS (静岡県)	重ねるハザードマップ (国土地理院)	運行状況 (JR東海)	静岡県総合防災アプリ (静岡県)
			
富士山ハザードマップ	雷ナウキャスト		
			

7 風水害対策

●気象に関する特別警報・警報・注意報の種類（市町単位で発表）

区分	種類
特別警報	大雨／暴風／氾濫／土砂災害／暴風雪／大雪／波浪／高潮
警 報	大雨／氾濫／土砂災害／暴風／暴風雪／大雪／波浪／高潮
注 意 報	大雨／氾濫／土砂災害／強風／風雪／大雪／波浪／高潮／雷／融雪／濃霧／乾燥／ なだれ／低温／霜／着氷／着雪

●その他重要な気象に関する情報

情報	内容
気象解説情報 (台風第○号)	台風が発生したときや台風が日本に影響を及ぼすおそれがあるとき、又は既に影響を及ぼしているときに発表
気象防災速報 (記録的 短時間大雨)	大雨警報発表中に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の雨量（静岡県内では1時間雨量110ミリ以上）を観測したり、解析したりしたときに発表
気象防災速報 (竜巻注意/ 竜巻目撃)	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まったときに発表
気象防災速報 (線状降水帯発生)	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続いている状況を「線状降水帯」という用語により解説する情報

●波浪・高潮

波浪警報・注意報	高潮警報・注意報
☐ 高い波によって重大な災害が生じる可能性がある と予想された場合に発表 ☐ 「波浪」とは風によって生じる波 ☐ 海岸沿いを移動する際には高波に注意する（海岸 に近づかなければ比較的安全） ☐ 高波はその場の天気や風の強さに関わらず生じる ため、天気が良くても「波浪警報」が出ている場 合は警戒が必要	☐ 台風や低気圧による異常な海面の上昇により、重 大な災害が生じる可能性があると予想された場合 に発表 ☐ 「高潮」は津波と同じく海面全体の水位が上昇する 現象 ☐ 水位が想定以上に高くなると、防潮堤を乗り越え て大規模な浸水被害をもたらす（避難が必要な 場合もある）

「命を守るために知ってほしい特別警報」(気象庁)

警報の発表基準をはるかに超える大雨等により、重大な災害の起こるおそれが著しく高まっている場合に、気象に関する特別警報を発表します。

● 気象に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

表中の「数十年に一度」の現象に相当する降水量等の客観的な指標は気象庁HPで公表しています。

● 大津波警報や噴火警報（居住地域）、緊急地震速報（震度6弱以上、長周期地震動階級4）を特別警報に位置づけます

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)*を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上または長周期地震動階級4)を特別警報に位置づける)

噴火警戒レベルを運用している火山では「噴火警報（居住地域）」（噴火レベル4又は5）を、噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」（キーワード：居住地域嚴重警戒）を特別警報に位置づけています。

特別警報は行政機関や様々なメディアを通じて
伝えられます。情報収集に努めてください。



テレビ



ラジオ



インターネット



広報車

防災無線

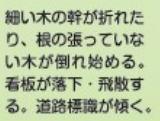
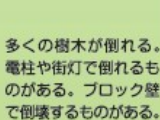
雨の強さと降り方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 29 年 3 月一部改正) (平成 29 年 9 月一部改正)

1 時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10～20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。 	雨の音で話し声が 良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりが できる。 	
20～30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていても ぬれる。 			ワイパーを速くしても 見づらい。 
30～50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		寝ている人の半数く らいが雨に気がつく。 	道路が川のようなになる。 	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる。 (ハイドロブレーニン グ現象) 
50～80	非常に 激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り 続く)	傘は全く役に立たな くなる。 		水しぶきであたり一面 が白っぽくなり、視界 が悪くなる。 	車の運転は危険。 
80～	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。				

風の強さと吹き方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 19 年 4 月一部改正) (平成 25 年 3 月一部改正)
(平成 29 年 9 月一部改正)

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	樋(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風		風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	30
20~25 ~約90km/h	非常に強い風	高速道路の自動車	何かにつかまっていなくて立っていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常の速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 	40
25~30 ~約110km/h							
30~35 ~約125km/h						固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。養生の不十分な仮設足場が崩落する。 	50
35~40 ~約140km/h	猛烈な風	特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯が倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 	外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。 	60
40~ 約140km/h~						住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 	

台風・豪雨時に「避難情報のポイント」を確認し避難しましょう

緊急時に確認

避難情報のポイント

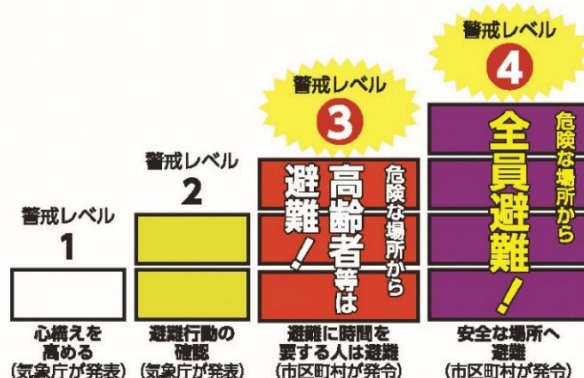
!..... 必ず確認してください !

市区町村から出される避難情報(警戒レベル)

❗ 避難とは難を避けること、つまり安全を確保することです。安全な場所にいる人は、避難場所に行く必要はありません。

❗ 危険な場所から警戒レベル3で(高齢者等は避難)、警戒レベル4で(全員避難※1)です。

※1 警戒レベル4「全員避難」は、高齢者等に限らず全員が危険な場所から避難するタイミングです。



警戒レベル4 避難指示で危険な場所から避難です

❗ 警戒レベル5はすでに災害が発生・切迫している状況です。

- ・警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
- ・警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません!
- ・ただし、警戒レベル5は、市区町村が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。

❗ 警戒レベル4は避難指示に一本化されました。

- ・避難のタイミングを明確にするため、令和3年の災対法改正以前の警戒レベル4避難勧告と避難指示(緊急)は「避難指示」に一本化され、避難指示は令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
- ・警戒レベル4避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、このタイミングで危険な場所から避難する必要があります。

❗ 警戒レベル3は高齢者だけの情報ではありません。

- ・「高齢者等」は障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。
- ・さらに、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングです。

❗ 豪雨時の屋外避難は危険です。車の移動も控えましょう。

避難情報のポイント解説 もっと詳しく知りたい人向け

国土交通省・気象庁・都道府県から出される 河川水位や雨の情報(警戒レベル相当情報)

■ キキクル(危険度分布)で、お住まいの地域の状況を確認しましょう

気象庁から市区町村単位の警戒レベル相当情報[※]が出されたら、お住まいの地域の状況が詳細にわかる情報「キキクル(危険度分布)」を確認してください。紫の段階では、既に災害のおそれが高まっている状況です。

住所を登録しておけば、お住まいの地域が危険になったら自動的にスマートフォンに通知される「危険度分布通知サービス」もありますので、ご活用ください。



崖・溪流の近くは危険

低地は危険

河川沿いは危険

※市区町村単位で発表される情報には、大雨特別警報、土砂災害警戒情報、大雨警報などがあります。

■ 市区町村が出す警戒レベル3又は警戒レベル4(避難情報)で 必ず避難しましょう 気象庁などから出る河川水位や雨の情報を参考に自主的に 早めの避難をしましょう

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報(警戒レベル相当情報)	
				浸水の情報(河川)	土砂災害の情報(雨)
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保	5 相当 氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難! > ~~~~~					
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当 氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当 氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当 氾濫注意情報	——
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当 ——	——

市区町村長は、河川や雨の情報(警戒レベル相当情報)のほか、地域の土地利用や災害実績なども踏まえ総合的に避難情報等(警戒レベル)の発令判断をすることから、警戒レベルと警戒レベル相当情報が出るタイミングや対象地域は必ずしも一致しません。

わからないことがありましたらお住まいの市区町村にお問い合わせください。

(参考)内閣府防災ホームページ「避難情報に関するガイドラインの改定(令和3年度)」  
[https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline)

## ② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

### 1. 危険の察知

黒い雲の接近



雷の音



冷たい風



竜巻・雷・局地的大雨の兆候

### 2. 身を守る指示

雷・局地的大雨



水辺から離れなさい



雨が降る前から避難



建物や自動車の中に避難しなさい



木や電柱から離れなさい



木の下で雨宿りは危険



雷鳴が遠くてもすぐに避難

竜巻



頑丈な建物の中に避難しなさい



窓や壁から離れなさい



物陰で身を伏せなさい



窓を閉めカーテンを引きなさい



車庫や物置への避難は危険

屋外



避難



屋内

## 8 南海トラフ地震対策

## 緊急地震速報 利用の心得

**!**

地震発生速報を受信したら…  
(地震の揺れを感じなくても)

地震発生速報を受信したら…  
**周囲の状況に応じて**

**!**

地震の揺れを感じたら…  
(地震発生速報がなくても)

**あわてず、まず身の安全を!!**

**家庭** では

- 頭を保護し、じょうぶな机の下など安全な場所に避難する
- あわてて外へ飛び出さない
- むりに火を消そうとしない




**鉄道・バス** では

- つり革・手すりにしっかりつかまる



**エレベーター** では

- 最寄りの階に停止させ、すぐにおりる



**屋外(街)** では

- スロッキョクの倒壊に注意
- 看板や割れたガラスの落下に注意



**自動車運転中は**

- 急ブレーキはかけず、ゆるやかに速度をおとす
- ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意をうながす



上記のほか、防れた施設等において緊急地震速報を見聞きした時は、身を守り、係員の指示に従ってください。

おしらせ 2019.12.10 日頃からの備え

# 緊急地震速報の「警報」と「予報」

## 入手段

## 基盤

## 内容

## 特徴

### 【警報】

テレビ・ラジオ  
携帯電話(緊急通話メール)  
防災行政無線など

震度5以上を予想  
(震度4以上の地域に発表)

震源地、強い揺れが予想される地域など

原則、一つの地震に対して1回発表  
比較的規模の大きい地震では複数回発表

人が強い揺れから身を守るために活用

### 【予報】

専用受信端末  
スマホ(アプリ)など  
※民間事業者が提供

震度3以上を予想  
マグニチュード3.5以上と推定

震源地、地震の規模、予想震度、強い揺れの到達予想時刻など

予想内容が変化する度に、複数回発表  
知りたいた場所の震度や揺り時間がわかる

主に列車や機体の制御などに活用

## 日頃からの備え

### ①「安全スペース」を作っておきましょう

地震の揺れに備えて、寝室や居間など室内のよくいるところ「物」が落ちてこない、倒れてこない、移動してこないスペースを作っておきましょう。

詳細は東京消防庁ホームページ「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」を参照してください。

安全スペースのイメージ (共同住宅の例)

### ②訓練に参加しましょう

6月及び11月5日(津波防災の日)前後に緊急地震速報の訓練を実施しています。訓練を行うための動画やスマートフォンのアプリもありますので、これらの機会をお住まいの自治体が行う訓練に参加して、定期的に地震から身を守るための対応行動を身につけておきましょう。

※緊急地震速報訓練を実施するための映像・教材など(気象庁ホームページ)→

### シェイクアウト訓練

主催者(主に自治体)が、「科学的な地震災害のシナリオ(訓練の想定)」と日時を決めて、「[訓練会場]」を指定し実施するのが特徴の訓練です。参加者は、決められた時に「職場・学校・家庭等のいつも過ごす場所」で、シナリオに合わせて地震から身を守るための訓練をします。

詳しくは「記号ホームページをご覧ください。

効果的な防災訓練と防災啓発(シェイクアウト)提模会議 <http://www.shakeout.jp/>

DROP!

COVER!

HOLD ON!

地震発生時の対応は「Drop! Cover! Hold On!」の順で行ってください。

地震発生時の対応は「Drop! Cover! Hold On!」の順で行ってください。



# 南海トラフ地震

## —その時の備え—

知ることであなたと大切な人の命を守る

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘にかけてのプレート境界を震源域として、過去に大きな被害をもたらしてきた大規模地震です。

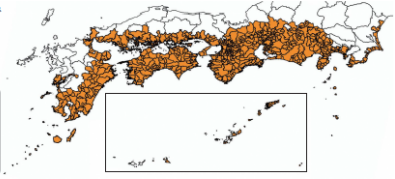
次の南海トラフ地震はいつ起きてもおかしくありません。



南海トラフ地震の発生に伴い、関東から四国・九州にかけて極めて広い範囲で著しい災害が生じるおそれがあります。特に沿岸部では津波による甚大な被害が生じる可能性があります。大きな被害が見込まれる地域では、南海トラフ地震に備える必要があります。

■南海トラフ地震で大きな被害が見込まれる地域  
南海トラフ地震  
防災対策推進地域

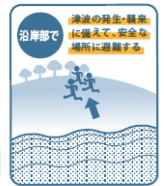
指定基準の概要  
■震度6弱以上の地域  
■津波高3m以上で  
海岸堤防が低い地域  
■防災体制の確保、  
過去の被災経験への配慮



南海トラフ地震が発生したら・・・

突然の揺れ

**地震発生** 揺れを感じたらまず身を守る行動を



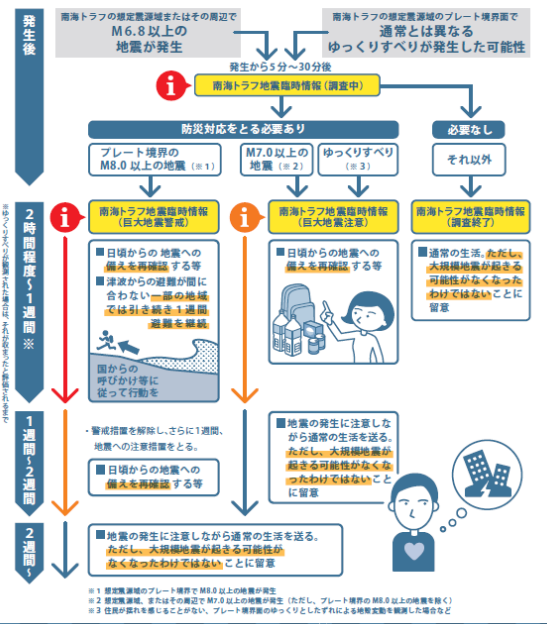
**地震は一度では終わらないかも**  
～時間差で起きる場合も～



**時間差で発生する巨大地震に備えましょう**  
～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとります。

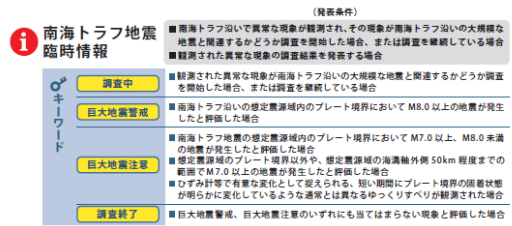
地震発生後の防災対応の流れ



**地震の発生に備えよう**



自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう



南海トラフ地震関連解説情報

お問い合わせ先

内閣府 Cabinet Office  
内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(調査・企画担当)

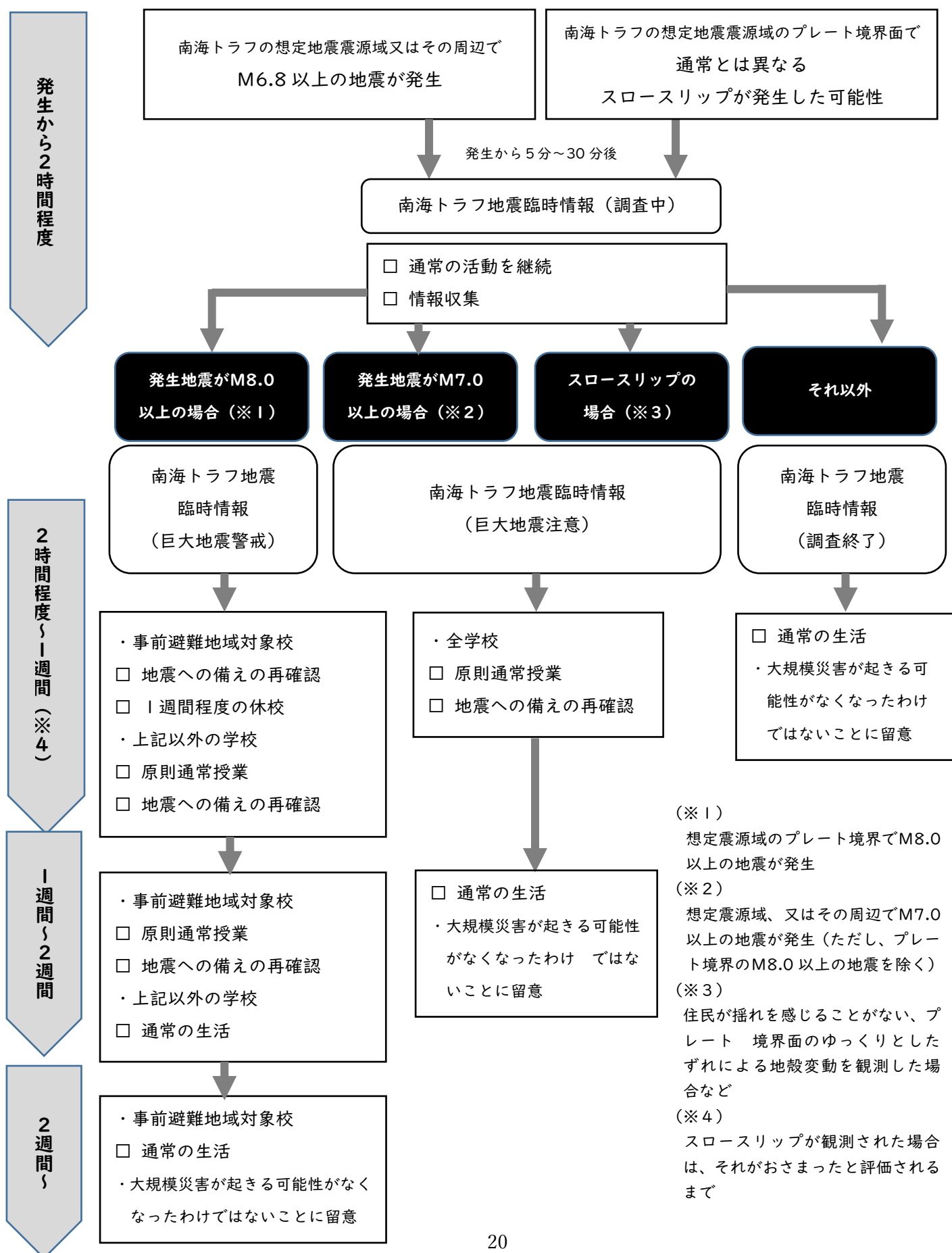
気象庁 Japan Meteorological Agency  
気象庁地震火山部地震予知情報課

〒100-8914 東京都千代田区千代田1-6-1 中央合同庁舎第8号館  
電話: 03-5253-2111(大代表) FAX: 03-3201-6820  
内閣府ホームページ <http://www.kantei.go.jp/jp/shingi/sankai/>

〒100-8122 東京都千代田区千代田1-3-3 第4号館  
電話: 03-3212-8341(代表) FAX: 03-6689-2917(総務課)  
気象庁ホームページ <http://www.data.kma.go.jp/jpdv/ogp/data/ntsp/index.html>

発行所 気象庁気象研究所

◎南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ



「原子力防災のしおり 平成30年10月」(静岡県)

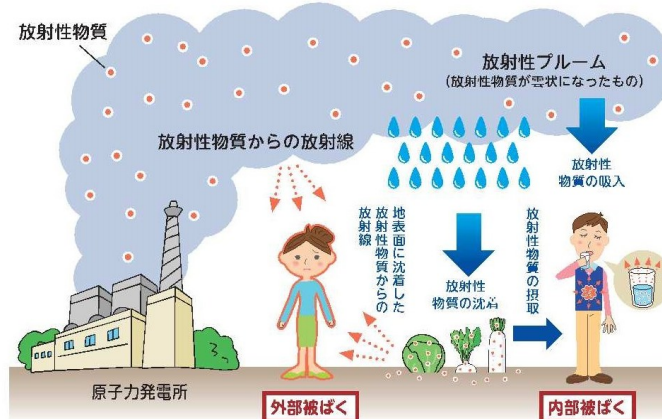
# 原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。  
原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

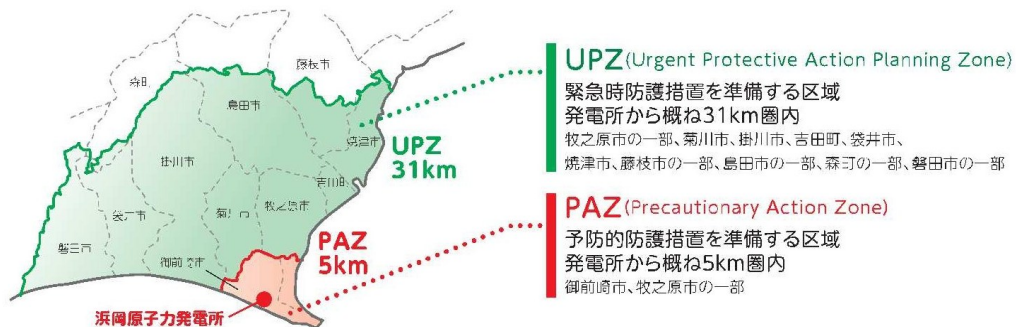
放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

## 原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



# どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

## 発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	<b>警戒事態</b> 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電源が 喪失した状態が 継続した時など	<b>施設敷地緊急事態</b> 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	<b>全面緊急事態</b> 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

## 空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防 護 措 置
500 $\mu$ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 $\mu$ Sv/h超過	1週間程度内に移転する 一時移転の指示が出ます。
0.5 $\mu$ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

$\mu$ Sv：マイクロシーベルト

# 原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で**緊急事態**が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



**慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。**



**うわさやデマに惑わされないようにしましょう。**

県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。



**電話の使用は極力控えましょう。**

安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



**おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。**

お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

## 静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見る事ができるシステムを開発しました。(H28.3)

静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

QRコードでも  
アクセス可能



# 屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。  
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

## (学校の場合)

- ☐ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- ☐ 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- ☐ 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- ☐ 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- ☐ 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策 等)を児童生徒に説明する。
- ☐ 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

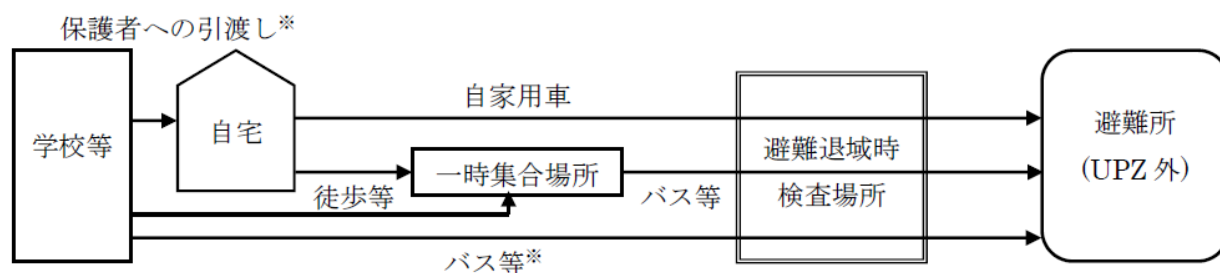
●浜岡地域原子力災害広域避難計画（避難元市町ごとの避難先）

	PA Z	UP Z	避難先 1 原子力災害が単独で発生した場合等	避難先 2 大規模地震との複合災害等で、 避難先 1 に避難できない場合
御前崎市	○		静岡県内（浜松市）	長野県（松本地域、北アルプス地域、長野地域、北信地域）※
牧之原市	△		山梨県（甲斐市、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町）	長野県（佐久地域、上田地域）※
		△	山梨県（甲府市、笛吹市、甲州市、山梨市、北杜市、富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、韮崎市、富士河口湖町、富士川町、身延町、南部町）	群馬県（高崎市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、榛東村、吉岡町、下仁田町、甘楽町、玉村町）
島田市		△	静岡県内（静岡市、川根本町、富士市、沼津市、長泉町、清水町、函南町、伊豆の国市、伊豆市、下田市、東伊豆町、河津町、松崎町、西伊豆町、南伊豆町）	東京都（特別区、市町村（島しょ部を除く））
藤枝市		△	神奈川県（全 33 市町村）  静岡県内（三島市、裾野市、御殿場市、小山町、熱海市、伊東市）	埼玉県（全 63 市町村）
焼津市		○		
吉田町		○	静岡県内（静岡市、富士宮市）	群馬県（前橋市、伊勢崎市、太田市、桐生市、みどり市）
菊川市		○	静岡県内（浜松市、湖西市） 愛知県（豊橋市、田原市）	富山県（高岡市、氷見市、砺波市、小矢部市）
掛川市		○	愛知県（岡崎市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、幸田町、豊田市、みよし市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村、豊川市、蒲郡市）	富山県（富山市、魚津市、滑川市、黒部市、南砺市、射水市、上市町、立山町、入善町、朝日町、舟橋村）
袋井市		○	三重県（全 29 市町）	福井県（福井市、大野市、勝山市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町）
磐田市		△	岐阜県（全 42 市町）	石川県（金沢市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町）
森町		△	静岡県内（森町内）	静岡県内（森町内）

○：市町全域が P A Z 又は U P Z 対象範囲

△：市内の一部が P A Z 又は U P Z 対象範囲

## ●学校等の避難フロー（PAZ・UPZ共通）



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受ける。）。

## ●原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

### ◎PAZ又はUPZ圏内から通学している生徒への対応

事前の準備	<input type="checkbox"/> 原子力発電所のある地域から通学している生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について、保護者と共通理解を図るとともに、連絡が取れる体制を整えておく。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	<input type="checkbox"/> 災害発生状況を把握し、当該生徒に正確な情報を伝える。 <input type="checkbox"/> 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、保護者と生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 <input type="checkbox"/> 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

### ◎UPZ内の学校における対応

UPZ内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校がただちに取るべき対応	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避準備 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 下校又は屋内での引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡	<input type="checkbox"/> ただちに教育活動を中止 <input type="checkbox"/> 屋内退避 <input type="checkbox"/> 学校の対応を保護者に連絡 <input type="checkbox"/> 屋内での引渡し <input type="checkbox"/> 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない生徒への対応	<input type="checkbox"/> 学校等に留め置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留め置き	<input type="checkbox"/> 学校等の屋内に留め置き

## 10 Jアラート警報時の対応

### ●全国瞬時警報システム（Jアラート）

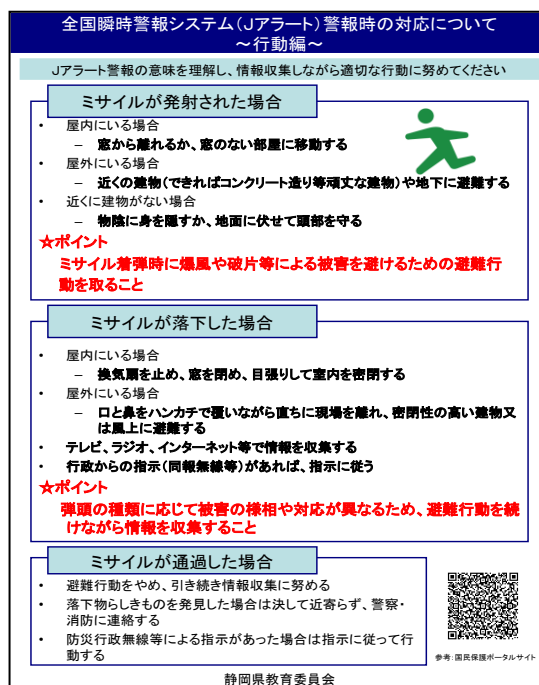
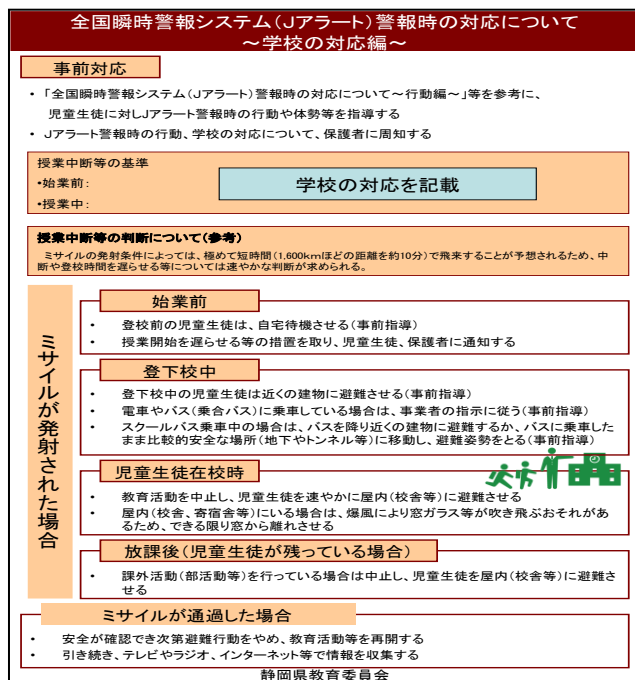
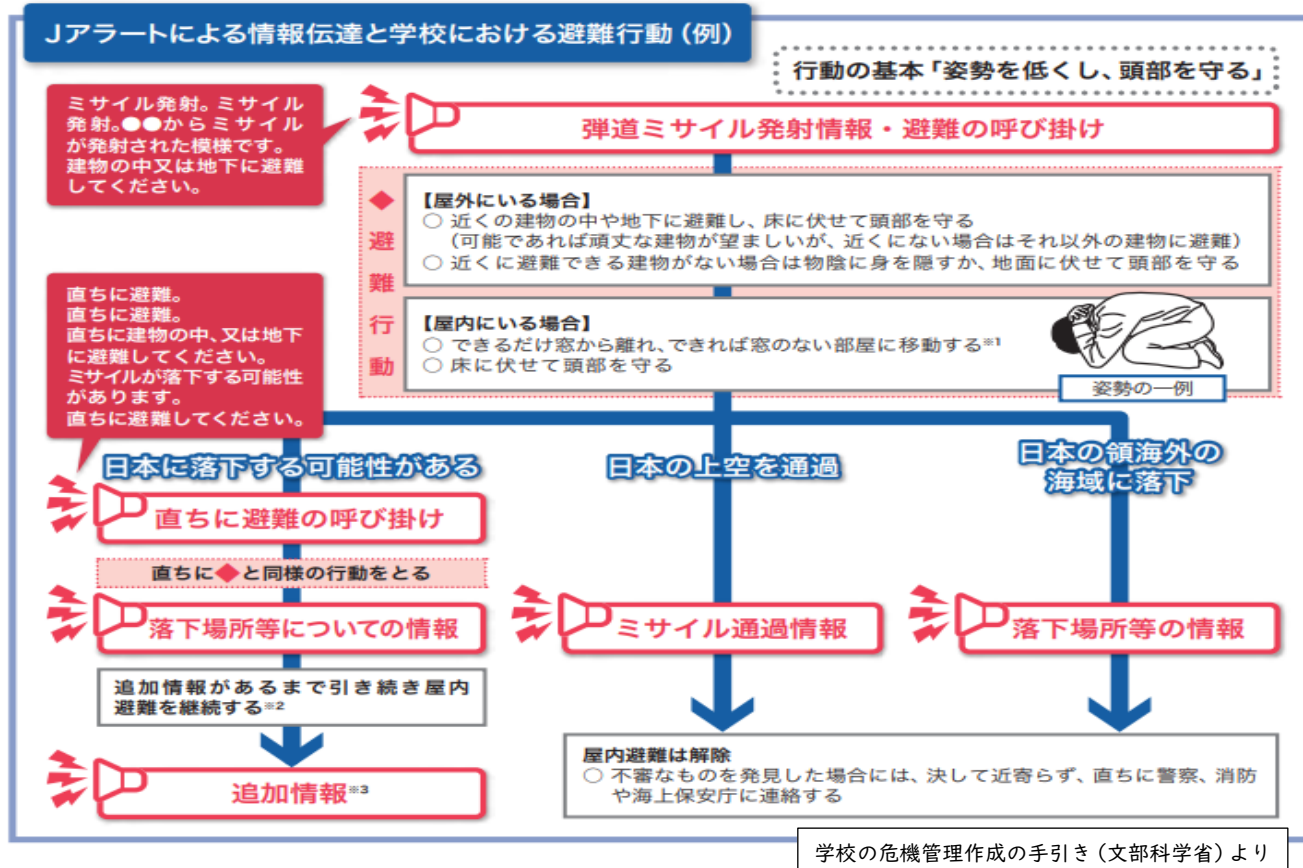
緊急地震速報や津波警報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報をスマートフォン等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝えるシステム。

### ◎具体的対応

1 事前の対応	
<input type="checkbox"/> マニュアルの見直し・整備（教育活動の中止基準の明確化 等） 例）Jアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を休講とする <input type="checkbox"/> 学校環境の安全点検及び整理整頓 <input type="checkbox"/> 生徒・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解 <input type="checkbox"/> 避難訓練の実施	
2 事後の対応	
Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時	
始業前	<input type="checkbox"/> 生徒に対し、避難や自宅待機を指示 <input type="checkbox"/> 休校、短縮授業の措置を取る場合は、その旨連絡するとともに教育委員会に報告 <input type="checkbox"/> 避難行動 ・出勤前の場合は自宅待機 ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る ・出勤後の場合は、校内にいる生徒へ避難を指示するとともに自らも避難 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
在校中	<input type="checkbox"/> 授業を中止し、生徒に避難行動を指示 ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 校内に生徒がいる場合は、屋内避難 <input type="checkbox"/> 部活動等を行っている場合は中止 <input type="checkbox"/> テレビやラジオ、スマートフォン等での情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時	
始業前	<input type="checkbox"/> 生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 <input type="checkbox"/> 避難行動をやめ、出勤 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
在校中	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
放課後	<input type="checkbox"/> 避難行動をやめるよう生徒に指示

	<input type="checkbox"/> 部活動等の再開の判断をし、生徒に伝達 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集
<b>Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時</b>	
全時間帯	<input type="checkbox"/> 生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 <input type="checkbox"/> 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内又は風上へ避難 <input type="checkbox"/> 引き続き、情報収集 <input type="checkbox"/> 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

(参考) 対応の全体的な流れ



## 11 生徒の引渡し及び待機

### ◎引渡しのルール

状 況		基 準
学校を含む地域の震度	震度4以下	<input type="checkbox"/> 状況に応じて下校（地区ごと集団下校等）。 <input type="checkbox"/> 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度5弱以上	<input type="checkbox"/> 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 <input type="checkbox"/> 安全が確認されたら、保護者への引渡し・集団下校等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

### ◎引渡しにおける留意事項

<input type="checkbox"/> 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母や親戚等も含め、複数の引受人を把握しておく。 <input type="checkbox"/> 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。 <input type="checkbox"/> 生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。 <input type="checkbox"/> 保護者に引渡しした後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは、保護者とともに学校に置くなどの対応も必要である。 <input type="checkbox"/> 引渡しカード（緊急連絡先届）等を活用し、引受人や連絡先を把握しておく
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

### ◎引渡し手順

	災害対策本部	生徒・保護者対応班
事前	① 引渡し場所（生徒待機場所）決定 ② 保護者を誘導・引渡し方法説明	① 防災（引渡し）カード準備 ② 生徒を待機場所へ移動
引渡し		③ 防災（引渡し）カードの照合 ④ 引渡し後の連絡先の確認 ⑤ 引渡し状況の報告
事後	③ 引渡し状況の集約 ④ 引渡しが完了していない生徒の保護	⑥ 引渡しが完了していない生徒の保護
	【学校待機の留意点】 <input type="checkbox"/> 長時間の待機又は宿泊施設の確保 <input type="checkbox"/> 食料・寝具の確保 <input type="checkbox"/> 生徒の身体的・精神的ケア	

## 12 学校教育等に関する移動の安全確保のための対策

### ● 安全管理項目

- ・「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」で示された以下の項目を確認する。
- ・各学校の状況（学校後援会や保護者会等のバスの所有の有無や、長距離の遠征の頻度等）に応じて、参考様式を適宜修正する。

（事前確認）

項目	確認内容										
引率の計画	<input type="checkbox"/> 引率計画（下記項目を含む）について、書面等により管理職の承認を得ている。  <table border="0"> <tr> <td>◆ 日程、行程</td><td>◆ 使用する自動車（定員数、管理者）</td></tr> <tr> <td>◆ 引率する生徒（人数、氏名）</td><td>◆ 生徒が乗車する車両への同乗者</td></tr> <tr> <td>◆ 引率者、運転者</td><td>◆ 緊急時の対応・体制・連絡先 等</td></tr> </table>  <input type="checkbox"/> 運転距離、時間帯、運転者の負担等を勘案した、無理のない移動計画である。     （参考）貸切バス等乗務者の場合       ・ 運転時間（1日9時間以内《2日平均》）     ・ 連続運転時間（4時間以内《概ね2時間以内に努める》）     ・ 運転中断は10分以上／回、合計30分以上 等         <input type="checkbox"/> 校外活動等の計画（下記項目を含む）を書面等により保護者に連絡している。  <table border="0"> <tr> <td>◆ 日程、行程</td><td>◆ 費用負担</td></tr> <tr> <td>◆ 引率者、運転者</td><td>◆ 緊急時の対応方針、体制・連絡先等</td></tr> </table>	◆ 日程、行程	◆ 使用する自動車（定員数、管理者）	◆ 引率する生徒（人数、氏名）	◆ 生徒が乗車する車両への同乗者	◆ 引率者、運転者	◆ 緊急時の対応・体制・連絡先 等	◆ 日程、行程	◆ 費用負担	◆ 引率者、運転者	◆ 緊急時の対応方針、体制・連絡先等
◆ 日程、行程	◆ 使用する自動車（定員数、管理者）										
◆ 引率する生徒（人数、氏名）	◆ 生徒が乗車する車両への同乗者										
◆ 引率者、運転者	◆ 緊急時の対応・体制・連絡先 等										
◆ 日程、行程	◆ 費用負担										
◆ 引率者、運転者	◆ 緊急時の対応方針、体制・連絡先等										
運転者	<input type="checkbox"/> 運転者は有効な運転免許証を保有している。   <input type="checkbox"/> 運転者に事故歴や交通違反歴等の懸念事項はない。     （参考：乗合バスやタクシー運転者の場合）       ・ 事故惹起運転者（死者又は負傷者を生じた事故を引き起こし、かつ当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者）は、特別な指導及び適性診断を受診       （参考：公共ライドシェアの運転者の場合）       ・ 2年以内に運転免許停止処分を受けた者は運転者として選任しない。         <input type="checkbox"/> （レンタカーの場合）実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記している。										
自動車（学校等所有バスの場合）	<input type="checkbox"/> 使用する自動車は定期点検で異常はない。   <input type="checkbox"/> 使用する自動車は有効な車検証を備え付けている。   <input type="checkbox"/> 使用する自動車について、適切な保険に加入している。										

(当日確認)

項目	確認内容
引率の実施	<input type="checkbox"/> 警報等の発令等、移動を中止すべき状況ではない。 ※ 天候や道路交通状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて適切に判断する。
	<input type="checkbox"/> 道路の混雑や工事、天候等を勘案した、無理のない移動計画となっている。 ※ 当日の状況を踏まえて、必要があれば経路等を変更し、管理職に必要な報告を行う。
	<input type="checkbox"/> 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認した。 <input type="checkbox"/> 引率する生徒の体調等に異常がない。 <input type="checkbox"/> シートベルトの着用について、生徒に対し乗車時に指導を行った。
運転者の状況	<input type="checkbox"/> 疾病、疲労、睡眠不足等、健康状態について安全な運転に支障はない。 <input type="checkbox"/> 酒気を帯びた状態にない。 <input type="checkbox"/> 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯している。 <input type="checkbox"/> （当日、急遽、運転者が変更となった場合）有効な運転免許の保有や交通違反歴等の懸念事項の有無について確認の上、事前に管理職の承認を得た運転者である。
自動車の状況	（学校等所有バスの場合） <input type="checkbox"/> ブレーキ機能、タイヤ状態の確認（損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等）、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はない。 <input type="checkbox"/> 使用する自動車は有効な車検証を備え付けている。 （レンタカーの場合） <input type="checkbox"/> 貸渡証を携行している。

(文科省 国交省作成チェックリスト)

教職員向け		2024年度
 <b>事前確認用</b>	自家用車・レンタカー利用時 <b>安全管理チェックシート</b>	<b>事前確認用</b>
※本安全管理チェックシートは、チェックした後に管理課に提出します。		
<b>① 引率の計画</b>		
<input type="checkbox"/> <b>引率計画</b> (下記項目を含む)について、書面等により、 <b>管理課の承認</b> を得ましたか？		
<input type="checkbox"/> 日程、行程     <input type="checkbox"/> 引率する生徒(人数、氏名)     <input type="checkbox"/> 引率、運転者     <input type="checkbox"/> 使用する自動車(定員数、管理種)     <input type="checkbox"/> 事故が発生する事件への関係者     <input type="checkbox"/> 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等		
○参考：貸出に専任教員の割合   ●運動時間(1日9時間以内)(平日平均)   ●連続運転時間(4時間以内)(最大2時間まで)*1*   (*1)運転時間20分以上と、休息時間10分以上とする。		
<input type="checkbox"/> <b>校外活動等の計画</b> (下記項目を含む)について、書面等により、 <b>保護者に連絡</b> しましたか？		
<input type="checkbox"/> 日程、行程     <input type="checkbox"/> 費用負担     <input type="checkbox"/> 引率者、運転者     <input type="checkbox"/> 緊急時の対応方針・体制・連絡先 等		
<input type="checkbox"/> <b>運転者が当日体調不良などで運転できない場合の対応を決めていますか？</b>		
<b>運転者</b>		
<input type="checkbox"/> <b>運転者は有効な運転免許を保有していますか？</b>		
<input type="checkbox"/> <b>運転者による事故原因や交通違反などの懸念事項はありませんか？</b>		
○参考：乗客がバスタジアム、公共ランドシヤの観戦者の場合   ●乗客がバスケットボール観戦者(児童又は青少年を含む)または観戦者を引率し、かつ「対抗型スポーツ」を実施する場合に該当することになる場合は、事前に「観戦者引率許可申請書」を提出し、承認を受けることとなる。   ●公共ランドシヤの観戦者(児童又は青少年を含む)または観戦者を引率し、かつ「対抗型スポーツ」を実施しない場合は、事前に「観戦者引率許可申請書」を提出し、承認を受けることとなる。   (※但し、自動車に乗客を運送するに当たっては、必ず事故・損害賠償責任保険に加入し、明細等により事故原因を確認すること。)		
<input type="checkbox"/> <b>（レンタカーの場合）実際に運転する可能性がある全ての者を貸渡契約に運転者として明記していますか？</b>		
※運転者の変更がある場合は、レンタルカー事業者の承諾を得るなど貸渡契約を変更する必要があります。		
<b>② 自動車(自家用車の場合)</b>		
<input type="checkbox"/> <b>使用する自動車は、定期点検で異常はありませんか？</b>		
※定期点検整備の実施は、法令上の義務です。		
<input type="checkbox"/> <b>使用する自動車には、有効な運転証を備え付けられていますか？</b>		
<input type="checkbox"/> <b>使用する自動車について、適切な保険に加入していますか？</b>		
○運転者の保険制度に加入する加入方法は法令上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう。(運転者の保険制度未加入でも市内内見学旅行に限り適用)。事業用自動車・公共ランドシヤは任意保険への加入方法上強制されている場合があります。		

教職員向け



自家用車・レンタカー利用時

## 安全管理チェックシート

※本チェックシートは、チェックした後に管理課に提出しましょう。

**当日確認  
用**

**引率の実施**

- ☐ 警報等の発令など移動を中止すべき状況ではありませんか？
  - ※ 天候や道路状況等により、移動の安全が確保されない恐れがある場合は、中止も含めて、速報に判断しましょう。
- ☐ 道路の混雑や工事、天候等を勘案して、無理のない移動計画となっていますか？
  - ※ 当日の状況を経るうえで、必要があれば経路等を変更し、管理課に必要な報告を行います。
- ☐ 緊急時の対応方針・体制・連絡先等について確認しましたか？
- ☐ 引率する生徒の体調等に異常はありませんか？
- ☐ シートベルトの着用について、生徒に対し、乗車時に指導を行いましたか？

**運転者の状況**

- ☐ 疾病、疲労、睡眠不足など、健康状態について安全な運転に支障はないですか？
- ☐ 酒気を帯びた状態にありませんか？
- ☐ 有効な運転免許証又はマイナ免許証を携帯していますか？
- ☐ (当日、急遽、運転者が変更となった場合)有効な運転免許の保有や事故歴・交通違反などの懸念事項の有無について確認の上、事前に管理課の承認を得た運転者ですか？

**自動車の状況**

**自家用車の場合**

- ☐ ブレーキ機能、タイヤ状態の確認(損傷の有無、適切な空気圧、路面状況に応じたタイヤ等)、ランプ類の点灯、エンジンオイルや冷却水の量などに異常はありませんか？
- ☐ 有効な車検証を備え付けていますか？
- ☐ 使用する自動車について、適切な保険に加入していることを確認しましたか？
  - ※ 自動車損害賠償責任保険への加入は法律上の義務です。併せて、任意保険にも加入しましょう。  
(保険の加入状況を確認するなど確認内容も確認しましょう。)

**レンタカーの場合**

- ☐ 貸渡証を携行していますか？

2024年6月 文部科学省・国土交通省

### 13 クマ出没時における学校の対応

近頃、全国の様々な地域において、市街地や集落などの人の生活圏でのクマの被害が発生しており、クマ出没に対する学校生活や登下校の安全確保や不安解消について、これまであまりクマの出没が見られなかった地域も含め、対応が求められている。

については、通学路の点検や変更、クマの出没時の安全対策や連絡体制の確認を行う必要がある。

文部科学省事務連絡 [https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00048.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1417343_00048.htm)

#### ●参考

県くらし・環境部自然保護課ホームページに、「クマ出没マップ」が掲載されていますので、学校近隣におけるクマの出没状況の確認に御活用ください。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/shizenkankyo/wild/1017680.html>

生徒の安否確認と被災状況確認	
・ 生徒が避難予定の避難所を把握 ・ 生徒の状況と健康状態の把握	・ 安否不明生徒の搜索、救助 ・ 保護者への引渡し
教職員の安否確認と被災状況確認	
・ 教職員が避難予定の避難所を把握 ・ 教職員の健康チェック	
外部機関との調整	
・ 教育委員会との連絡、調整 ・ スクールバスの手配	